

平成 24 (2012) 年度 東北大学法科大学院入学試験  
試験科目：民事法（商法）

第 1 問

会社法上、株式会社による株主の権利行使に関する利益供与は認められず（会社 120 条 1 項）、株主に対して財産上の利益を供与した場合には、株主の権利行使に関してなされたものとの推定が働く（同条 2 項）。この推定が覆されうる具体例を 1 つ挙げ、簡潔に（5 行程度）説明しなさい。

第 2 問

株主総会決議不存在確認の訴え（会社 830 条 1 項）が認められるのは、どのような場合か。具体例を 2 つ挙げなさい。2 つの具体例は、できるだけ異なる事案にすること。

第 3 問

取締役と会社との関係を規律する会社 356 条 1 項 3 号は、具体的にどのような状況を問題にしているのか。同条項 2 号と比較しつつ、簡潔に（5 行程度）説明しなさい。

第 4 問

募集株式発行等差止の請求（会社 210 条）は比較的広く認められるのに対し、募集株式発行等無効の訴え（会社 828 条 1 項 2 号 3 号）は、限定的にしか認められないと一般に解釈されている。それはなぜか、簡潔に（5 行程度）説明しなさい。

第 5 問

会社分割において、分割後分割会社に対して債権額の全てを請求できる債権者に、債権者異議手続が不要とされている（会社 789 条 1 項 2 号・810 条 1 項 2 号）のはなぜか、簡潔に（5 行程度）説明しなさい。